

かつの上水道だより

令和7年10月請求分(9月使用分)より

水道料金を改定します。

水道料金表 (消費税込み)

用途	使用水量 (m ³)		現行料金	改正料金
家庭用	基本水量	8 m ³ まで	1,812円	⇒ 2,265円
	超過水量	1 m ³ につき	208円	⇒ 260円
団体用	基本水量	8 m ³ まで	2,077円	⇒ 2,596円
	超過水量	1 m ³ につき	249円	⇒ 311円
営業用	基本水量	8 m ³ まで	2,240円	⇒ 2,800円
	超過水量	1 m ³ につき	259円	⇒ 324円

※上記の料金表のうち、団体用と営業用は「口径13mm」の料金となります。
別用途や別口径の料金を確認したい場合は、右の「QRコード」から直接
市のホームページに入って確認してください。



料金改定Q&A

Q1. なぜ水道料金の改定を行うのですか？

本市では、人口減少等により水道料金収入の減少が見込まれている一方で、物価の高騰などによる経費の増加や水道施設の老朽化も進んでいます。今の料金体系のままでは施設の維持管理・修繕のほか安定した運営も難しくなり、将来安定的な水道の供給が出来なくなるため、今回改定を行います。

Q2. どれくらい値上がりしますか？

新料金は、平均で **25%の値上げ** 幅となります(旧後生掛簡易水道地区は除く)。用途区分(家庭用・団体用等)や基本料金・超過料金の体系に変更はありません。なお、今回の改定は、消費税率の改定による料金改定以外では、平成8年以来 **約30年ぶりの料金改定** となります。

Q3. なぜこの時期に料金改定をするのですか？

前号でお伝えしたとおり、このままでは令和11年度中に積立金も枯渇し、水道事業の経営に支障をきたしてしまいます。また、段階的な値上げでは、将来さらに大きな改定幅となってしまう恐れもあるため、今回は25%の改定が必要と判断しています。

Q4. 市からの税金を充てることはできないのですか？

水道事業は原則として、法律の定めに基づき、皆様からの水道料金によって必要な経費を賄わなければなりません。そのため、一部の収入を除き、水道料金や手数料等の収入で水道事業を運営していく必要があります。

Q5. 今後また改定はありますか？

水道は生活に欠かせない重要なライフラインです。将来にわたって安定して水を供給するため、今後も経営状況を見ながら料金の見直しを定期的に行います。

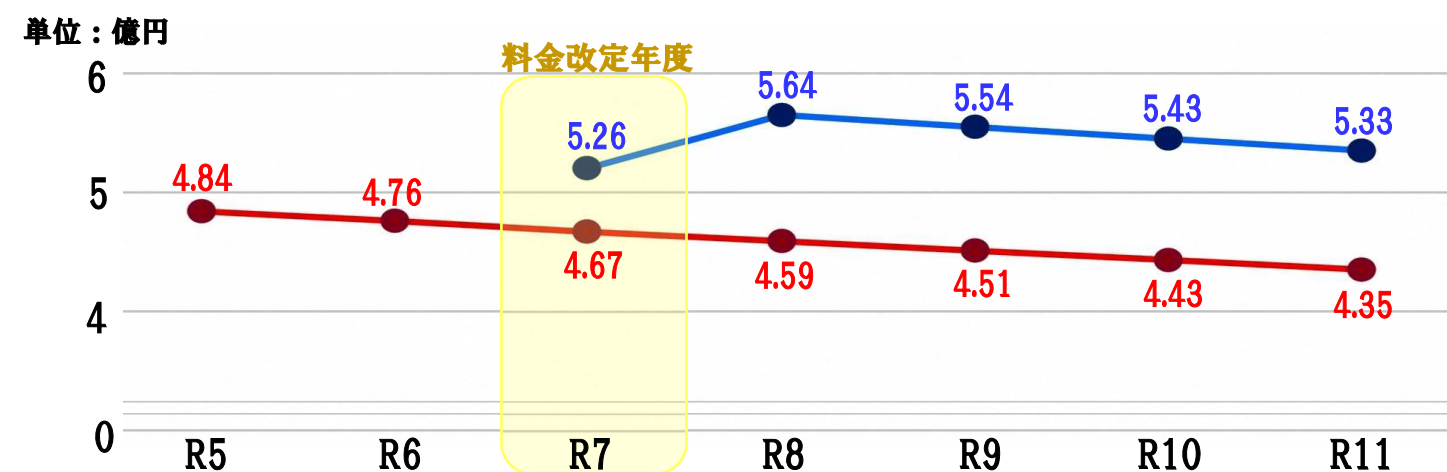
Q6. 今回の値上がりでどのように市の水道経営が改善されますか？

下のグラフをご覧ください。

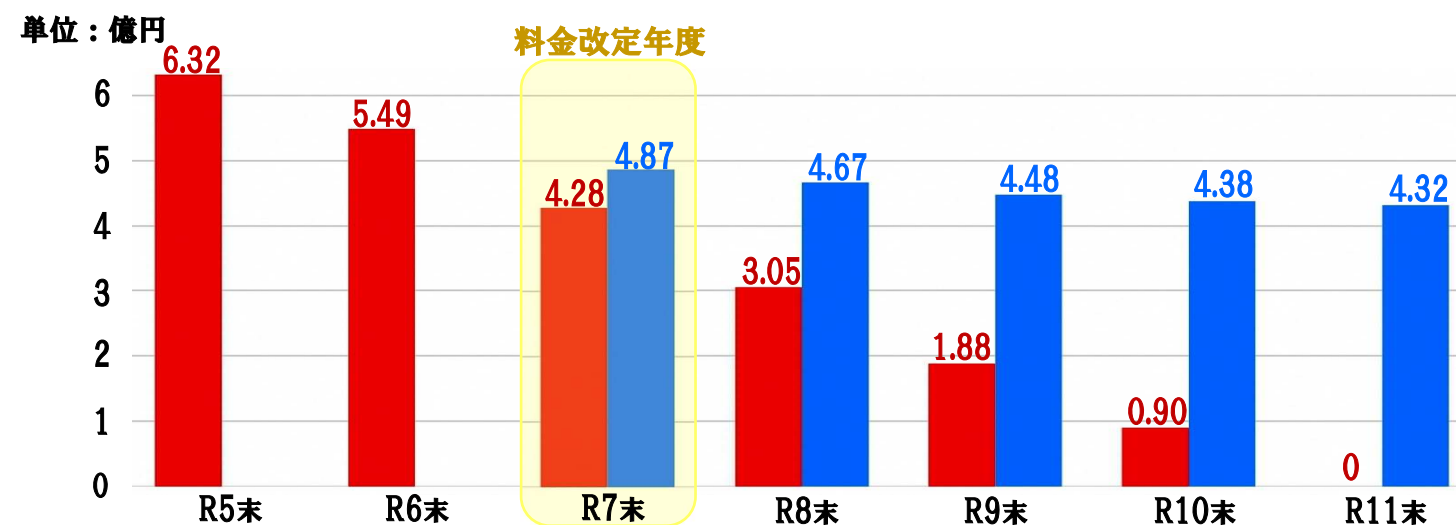
「料金収入見込み」と「積立金残高の将来予測」の改定前後での比較です。料金改定を行い、収入が増加することで、積立金残高の減少幅が緩やかになります。積立額が維持されることで、災害等不測の事態への備えや、老朽化した水道施設の更新費用に充てることができ、安全な水道水の供給が確保されます。

※①②のグラフは、共に消費税を除いて作成しています。

①料金収入見込みの比較



②積立金残高の将来予測比較



過去の「上水道だより」は、右の「QRコード」から直接市のホームページで閲覧することができます。



①水道料金改定の内容

水道事業の**財政シミュレーション**では、**現在の収入と比較し約30%増の収入が必要**と試算されています。しかしながら、昨今の物価高騰の状況のなか、市民生活や経済活動への影響も考慮し、平均25%の改定率といたしました。

なお、水を作る経費（給水原価）は、用途を問わず「1m³あたり約237円」かかっていますが、浴場用及びプール用の水道料金は、1m³あたりそれぞれ「約160円」「約180円」と、他用途と比較して安価であったため、今回の改定で給水原価を賄えるように見直しております。

②将来も安心できる施設づくりをすすめます

水道事業は、**市民生活や社会経済活動に欠かすことのできない大切なライフライン**です。本市には約360kmの水道管や、浄水場・ポンプ場などがあり、古くなった水道管や施設の更新に加え、地震災害に備える耐震化などを計画的に進め、災害に強い施設づくりを着実に行う必要があります。

「**子供や孫と共に支える水道システム**」を構築し、将来にわたって安定した水道水の供給を皆さんと一緒に守っていくため、今後とも水道事業へのご理解とご協力をお願いいたします。

※皆様にはご負担をおかけしますが、
水道料金の改定にご理解いただきますようお願いいたします。

～Information～ 水道の各種サービス

①Web口座振替受付サービス

パソコン・スマートフォン・タブレット端末から口座振替の申し込み手続きができるサービスです。金融機関へ出向く必要もなく、口座振替依頼書への記入や届出印の押印が不要です。



②インターネット受付

パソコンや携帯電話からの上下水道の使用開始・中止の届出を受け付けています。夜遅くに帰宅される方など、いつでも簡単に手続きができます。

